

介護保険料納入通知書を送付します

～保険料の金額や納期限の確認を～

65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を今月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。なお、65歳以上の方の介護保険料は別表のとおりです。

別表 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階（特例）	1,750円
第3段階	2,100円
第4段階（特例）	2,450円
第4段階（基準額）	2,800円
第5段階	3,500円
第6段階	4,200円

普通徴収

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。保険料の納入には、便利な口座振替をお勧めします。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金（老齢・退職・障害・遺族年金）からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中（6月・8月または10月）から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を送付しています。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 76-2151（内線230）

介護保険施設の居住費及び食費の減額申請

～対象は非課税世帯の方～

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費（ショートステイを含む）について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

更新の方

すでに減額認定を受けている方については、更新手続きの通知を郵送（特別養護老人ホームの方には施設に郵送）しますので、申請書に必要事項を明記、押印の上、6月15日（必着）まで役場で手続きをしてください。

新規の方

今後、新たに介護保険施設（ショートステイを含む）を利用される方および平成23年度減額認定が非承認となった方で、本年度町民税が世帯非課税となる方については、随時申請を受け付けています。

なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 76-2151（内線230）



お知らせ

information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画グループ ☎ 76-2151
FAX 76-2976

第1回ふれあい歩こ会 「漢琴山ハイキング！」

新緑の漢琴山を歩いて雄大な景色を楽しみましょう。

日時 6月17日（日）

午前8時50分集合

集合場所 中央公民館

コース ハイランド小清水72

5登山口から頂上を目指し、

片道1時間程度の山道を歩きます。

午後3時前後に中央公民館へ戻る予定です。

申込期限 6月12日（火）

募集人数 30人
参加費 無料（各自で傷害保険に加入のこと）

準備する物 お弁当、おやつ、ゴミ袋、飲料水（多めに）、帽子、カッパ、着替え、タオル、暖かい服装など

その他 雨天等の場合は中止
申し込み・問い合わせ先

生涯学習課社会教育グループ
☎ 76-2713



新規高等学校卒業予定者の求人申込をお早めに

ハローワークでは、平成25年3月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について6月20日（水）から受理を開始します。

企業の将来を担う新卒者の採用については是非検討していただき、お早めにハローワークへ求人の申し込みをお願いします。

問い合わせ先

北見公共職業安定所

☎ 0157-23-6251

同美幌分室

☎ 73-3555

町税の納税通知書は届いていますか？

5月中に平成24年度の固定資産税と軽自動車税の納付書の発送を行いました。

昨年まで納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたら税務担当までお問い合わせください。

なお、今月は町道民税と国民健康保険税の納付書が発送になります。

問い合わせ先 税務担当
☎ 76-2151（内線220）

税務職員募集のお知らせ

受験資格 高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者

受付期間（インターネット）
6月26日～7月5日

試験日

1次試験 9月9日

2次試験 10月18日

10月25日の指定する日

問い合わせ先

網走税務署 ☎ 015-2-43-2181

受験申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

ごみの不法投棄

4月23日、最上の道有林内で、古テレビや古タイヤなど多量の廃棄物が、不法投棄されているのが見つかりました。翌4月24日も、最上で古テレビ2台が、不法投棄されているのが見つかりました。

廃棄物の不法投棄は、街の景観を害し、環境破壊の原因となります。絶対にやめましょう！

女子学生への付きまとい

4月中、JR美幌駅の構内で改札待ちの女子学生が、見ず知らずの男から付きまといられる事案が発生しました。ベンチに座っていると相手の男から「ねえ、話しようよ、家はどこの、名前は」と声をかけられ、怖い思いをしました。

付きまとった男がわかり、警察で厳しく注意、警告をしましたが、このような不審者を見かけたら、直ちに110番通報しましょう。



情報

6月に多発する小学生の交通事故

4月から5月にかけて、幼稚園・保育所・小学校の交通安全教室に参加してきました。

ビデオの視聴や、グラウンドに設置した横断歩道のセット又は路上で、それぞれ交通マナーを学びました。

北海道警察が発表している、平成19年から23年の事故の死者は12万1798人で、そのうち小学生は2986人。事故が起きたときの状況は、歩行中では道路を横断してい

るとき、自転車では交差点での出会い頭が最も多くなっています。

津別小の交通安全教室での、講師の言葉「自分が事故にあつたら、悲しむのは家族」が印象に残りました。先述のデータによると、小学生による事故が最も多い月は6月。自分のためにも、家族のためにも、交通マナーをしっかり守り、事故に遭わないことを心がけましょう。

住民企画課
住民企画グループ